

平成27年1月19日

お客さま 各位

広島県信用組合


キャッシュカード「1日あたりご利用限度額」変更に関する重要なお知らせ

平素より広島県信用組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、多発する振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカードなどの金融犯罪から、皆様の大切なご預金をお守りするため、平成27年4月1日（水）から、個人事業主を含む個人のお客さまのキャッシュカード「1日あたりご利用限度額」を、以下のとおり変更させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

【1日あたりご利用限度額の変更内容】

対象	お取引の内容	変更前	変更後
個人のお客さま	➢ ATM現金のお引出し ➢ ATMお振込 ➢ デビットカードのご利用	合計 200万円 	合計 50万円

<ご注意>

- キャッシュカード「1日あたりご利用限度額」は、当組合および提携金融機関ATMのお取引金額（お引出し、お振込）と、デビットカードご利用額の合計金額となります。
- 通帳によるATM出金の手続きをお申込み済の場合は、通帳によるATMのお引出しも「1日あたりご利用限度額」に含まれます。
- 平成27年3月31日までにキャッシュカード「1日あたりご利用限度額」をATMまたは窓口で変更されたお客さまについては変更ございません。
- ご利用限度額の減額をご希望されるお客さまは、当組合ATMから変更することができますのでご利用ください。
- ご利用限度額の増額をご希望の場合は、お取引の営業店窓口またはお取引先係までお申し出ください。（お申し出の際には、お届け印鑑および運転免許証などご本人の確認ができる書類をご持参ください。）
- 振り込め詐欺など金融犯罪の未然防止に向け、必要最低限度の利用限度額を設定されることをお勧めします。
- 暗証番号は他人から類推されにくい番号とし、定期的に変更されるとともに、決してご本人以外の方に知らせないでください。

お問い合わせ先

広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

